

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会臨床研究委員会規約

第1条（名称）

本委員会は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会臨床研究委員会と称する。

第2条（事務局）

本委員会の事務局は有限責任中間法人日本造血細胞移植学会事務局に置く。

第3条（目的）

本委員会は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会としての臨床研究の方向性を検討し、具体的に提案された臨床研究を評価し、本学会の主導による質の高い臨床研究を推進することを目的とする。

第4条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 定期的に委員会を開催し、臨床研究の方向性を検討するとともに、具体的に提案された臨床研究計画を評価し、それに基づいて研究計画の修正や変更を求め、研究計画のための助言を行う。
- 2) 厚生労働省や文部科学省の班研究と密接かつ有機的な連携を積極的に行う。
- 3) 必要に応じて、ad hoc committeeとして小委員会を組織する。
- 4) 研究の質を高めるためのデータ管理センターのあり方について検討する。
- 5) 委員会の審議内容と臨床研究の進捗状況については、適宜理事会及び社員総会に報告し、審議内容については定期的にニュースレターに掲載し広く意見を求めるものとする。委員会が必要と判断する提案や評価結果の発表については理事会の承認を得る。

第5条（委員）

本委員会の委員は、理事、評議員の約10名により構成され、その任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。委員会の委員長は理事が担当する。

第6条（委員の選出）

委員および委員長は理事会で選出し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第7条（小委員会の設置）

本委員会に以下の小委員会を設置する。小委員会の委員は、本委員会の委員を含み、評

議員、正会員の約10名で構成され、その任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。小委員会の委員長は本委員会の委員長により指名され、その任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。

- 1) 臨床試験計画評価小委員会
- 2) 臨床試験倫理審査小委員会
- 3) 中央診断小委員会
- 4) 中央効果安全性評価小委員会

第8条（規約の変更）

本委員会の規約は本委員会によって変更することができる。

付則（任意団体から通算）

平成13年12月21日施行

平成16年12月17日改定

平成19年 2月15日改定

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会臨床研究委員会規約細則

第1条（議案の提出）

議案の提出は次による。

- 1) 本委員会への議案の提出は、委員長宛か学会事務局宛とする。提出者は計画案（書）を事前に提出し、委員会で提案理由についての説明を行う。

附則

平成14年7月 吉日施行

平成19年2月15日改定